◯◯自治会「見守り隊（仮称）」個人情報保護規程（案）

制定　令和　年　月　日

改正　令和　年　月　日

（目的）

第１条 この規程は、〇〇自治会（以下：本会）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

（責務）

第２条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、個人情報の適切な利用と保護に努める。

（周知）

第３条 本会は、この個人情報取扱規約を総会資料又は回覧により、少なくとも毎年１回は会員に周知する。

（管理者）

第４条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

（取扱者）

第５条 本会における個人情報の取扱者は会員とする。

（秘密保持義務）

第6条 会員は、活動上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。その役を退いた後も、同様とする。

（適正な取得）

第7条 本会は、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。

2　取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急時連絡先、見守り活動および緊急時の支援に必要な情報、その他連絡事項などで本人が同意する事項とする。

（利用目的の特定）

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用する。

1. 会議開催、会員管理、その他文書の送付など
2. 町内会員名簿の作成及び地図の作成
3. 会員相互の親睦を高める活動
4. 安全・安心で、住み良いまちづくり活動
5. 祝い金等の対象者の把握
6. 災害時における避難行動要支援者の支援活動見守り支援対象者名簿の作成及び支援マップ等の作成
7. 日常の見守り活動と安否確認のため
8. その他、生命・身体・財産の保護に必要な事項

（管理）

第9条　個人情報は、会長又は会長が指名する役員が保管するものとし、適正に管理する。

２　不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

（提供）

第10条　個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しない。

1. 本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
2. 法令に基づく場合
3. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
4. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
5. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第11条　個人情報を第三者（県・市役所・区役所・民生委員を除く）に提供したときは、法第 25 条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第12条　第三者（県・市役所・区役所・民生委員を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

（開示）

第13条　第8条の規定に基づき提供した本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができる。

２　個人情報管理者は、会員から本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28 条第２項に該当する場合を除き、本人に開示する。

（個人情報の訂正等）

第14条　会員は、第8条に基づき提供した本人の個人情報について個人情報管理者に対し、訂正等を求めることができる。

２　前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。ただし、サポーターにすでに配付されている名簿の訂正等についてサポーターに連絡することをもってこれにかえることができるものとする。

（漏えい発生時等の対応）

第15条　会員は個人情報の漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

（開示請求及び苦情相談窓口）

第16条　本会における、開示請求及び苦情相談窓口は会長連絡先とする。

（附則）

この規程は、令和　年　月　日から施行する。